

山梨県公報

号外第七十六号

平成二十六年
十一月二十六日

金曜日

第四条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。
(届出)

第五条

第三条第一項の規定は、条例第八条の届出について準用する。

(職務復帰後における号給の調整)

第六条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整については、その職務に復帰した日及びその後における最初の昇給日(山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)第二十三条の二、山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号)第二十条の二及び山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号)第十九条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

- 山梨県職員の配偶者同行休業に関する規則……………一
- 山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則……………二
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………五
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則……………五

人事委員会

目次
人事委員会

山梨県人事委員会規則第十八号

山梨県職員の配偶者同行休業に関する規則を次のように定める。

平成二十六年十一月二十六日

山梨県人事委員会

委員長 石川善一

山梨県職員の配偶者同行休業に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年山梨県条例第七十七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者)

第二条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十六条の六に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(配偶者同行休業の承認の申請手続)

第三条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業承認申請書により、配偶者同行休業を始めようとする日の一月前までに行うものとする。

2 任命権者は、配偶者同行休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

- 3 第十一条中「により臨時的に任用された職員」の下に、「同法第二十六条の六第七項第一号の規定により任期を定めて採用された職員及び同項第二号の規定により臨時に任用された職員」を加える。
- 2 人事記録に関する規則(昭和二十八年山梨県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。
- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- (人事記録に関する規則の一部改正)
- 3 別表第一25の項中「自己啓発等休業中の職員」の下に、「配偶者同行休業中の職員」を加え、同表中60の項を61の項とし、56の項から59の項までを一項ずつ繰り下げ、55の項の次に次の二項を加える。
- 56 配偶者同行休業 法第二十六条の六第一項の規定により、職員の配偶者同行休業を承認する場合をいう。
- (期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)
- 3 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二

号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

十二条法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)をしている職員

第二条第三号へ中「第五十五条」を「第八条第三項」に改める。

第五条第二項第三号中「及び第十一号」を「から第十二号まで」に改める。

第六条第一項第二号へ中「第五十五条」を「第八条第三項」に改める。

第七条第二号中「及び第十一号」を「から第十二号まで」に改める。

第十一条第二項中第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げる、第三号の次に次の一号を加える。

四 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間

(寒冷地手当支給規則に関する規則の一部改正)

4 寒冷地手当支給規則(昭和三十九年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ 地方公務員法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしている職員

(通勤手当に関する規則の一部改正)

5 通勤手当に関する規則(昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第三号及び第十七条の三第二項中「自己啓発等休業をし」の下に「、同法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし」を加える。

(職員の任用に関する規則の一部改正)

6 職員の任用に関する規則(昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第七中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 法第二十六条の六第七項第一号の規定に基づき任期を定めて採用される職で選考方法につき人事委員会の定める基準を満たすもの

別表第八中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 法第二十六条の六第七項第一号の規定に基づき任期を定めて採用される職

(山梨県職員の退職手当に関する規則の一部改正)

7 山梨県職員の退職手当に関する規則(昭和六十一年山梨県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第一号中「又は同法」を「同法」に改め、「ものを除く。」の下に「又

は同法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業」を加える。

(山梨県職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

8 山梨県職員の育児休業等に関する規則(平成四年山梨県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「及び第十一号」を「、第十一号及び第十二号」に改める。

(山梨県職員の留学費用の償還に関する規則の一部改正)

9 山梨県職員の留学費用の償還に関する規則(平成十九年山梨県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一号を加える。

六 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

三条第一項の規定による配偶者同行休業をした期間又は法人の就業規則等の定めによる外国に住所若しくは居所を定めて滞在する配偶者と当該住所若しくは居所において生活を共にするための休業をした期間

(山梨県職員の自己啓発等休業に関する規則の一部改正)

10 山梨県職員の自己啓発等休業に関する規則(平成二十年山梨県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 配偶者同行休業をした期間

山梨県人事委員会規則第十九号

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

山梨県人事委員会
委員長 石川善一

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(山梨県職員の給与に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

74	75	」を「	68	69	69	69	70	70	71	71	71	72	72	73	73	74
51	51															
51	51															
51	52															
52	52															
52	53															
53	53															
53	53															
53	54															
54	54															

め、同表6級の欄中「

に	改	め	る。
55			を
50			
51			
51			
51			
51			
51			
52			
52			
52			
52			
53			
53			
53			
53			

別表第八の二二の表2級の欄中

」	を	「
94		93
94		93
94	89	94
94	90	94
95	90	94
95	90	94
95	90	95
95	91	95
96	91	95
96	91	95
96	92	96
97	92	96
	92	96
	92	97
	93	97
	93	98
	93	98
	93	99

中

卷之三

91
92
92
92
92
93
93
93
93
94
94
94
94
95
95
95

86
86
86
86
87
87
87
88
88
88
88
89
89
89
90
90
90
90

卷之三

同表6の如きは改め

の欄中
43
43
43
43
44
44
44
44
45
45
45
46
46
47
を
42

この改めること。

別表第八の二ホの表2級の欄中

を
61
62
62
62
62
62
63
63
63
63
63
64
に改め、同表4級の欄中

47
48
48
49

を

46
46
47
47
47

に
改
め
、
同
表
5
級
の
欄
中

27
28
28
29
29
29
29
30
30
30
31
31
31
32
32
32
33

26
27
27
27
28
28
28
29
29
29
30
30
30
31
31
31

別表第八の二への表2級の欄中	〔58 58 58 58 58 59 59 59 59 59 59 60〕
〔60 60 60 60 61〕を「57 58 58 58 58 58 59 59 59 59 59 60」に改め、同表3級の欄中	〔59 60 60 60 60〕を「68 68 68 68 68 68 68 68 68 68 68 68」に改め、同表4級の欄中
〔70〕を「68 68 68 68 68 68 68 68 68 68 68 68」に改め、同表4級の欄中	〔70〕を「50 50 50 50 51」を「45 46 46 46 46 46 46 46 46 46 46 46」に改め、同表5級
の欄中「51 51 51 51 51 52 52 52 52 52 53 53 53 53 53 54 54 55」を「	〔50 51 51 51 51 52 52 52 52 52 53 53 53 53 53 54 54 55〕に改める。
別表第十一イの表中「6,500円」を「6,600円」と、「8,400円」を「8,500円」に、「11,100円」を「11,200円」に改める。	別表第十一ロの表中「15,500円」を「15,600円」に改める。
別表第十一ハの表中「9,600円」を「9,700円」と、「11,200円」を「11,300円」に改める。	別表第十一ホの表中「8,000円」を「8,100円」と、「10,300円」を「10,400円」に改める。
別表第十一ホの表中「11,600円」を「11,700円」に改める。	別表第十一ホの表中「9,200円」を「9,300円」と、「11,100円」を「11,200円」に改める。
（山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正）	（山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十一年山梨県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改止する。
第一条 山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十一年山梨県人事委員会規則第八号）	

（山梨県学校職員の給与に関する規則 第八号）

別表第四の一イの表2級の欄中

梨県職員の給与に関する規則、第二条の規定による改正後の山梨県学校職員の給与に関する規則又は第三条の規定による改正後の山梨県警察職員の給与に関する規則(以下この項において「新規則」と総称する。)の規定による号給が第一条の規定による

改正前の山梨県職員の給与に関する規則、第一条の規定による改正前の山梨県学校職員の給与に関する規則又は第三条の規定による改正前の山梨県警察職員の給与に関する規則(以下この項において「旧規則」と総称する。)の規定による号給に達しない

職員の、当該適用又は異動の日における号給については、新規則の規定にかかわらず、旧規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及び降格、昇給又は復職等における号給の調整以外の事由によりその受けける号給に異動のあつた職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受けれる職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

山梨県人事委員会規則第二十号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

山梨県人事委員会

委員長 石川善一

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号)

の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「百分の八十三・五以上百分の百三十五以下」を「百分の九十八・五以上百分の百五十以下」に、「百分の百九・五以上百分の百七十五以下」を「百分の百二十四・五以上百分の百九以下」に改め、同項第二号中「百分の七十四以上百分の八十三・五未満」を「百分の八十九以上百分の九十八・五未満」に、「百分の九十七以上百分の百九・五未満」を「百分の百十二以上百分の百二十四・五未満」に改め、同項第三号中「百分の六十四・五」を「百分の七十九・五」に、「百分の八十四・五」を「十九・五」に改め、同項第四号中「百分の六十四・五未満」を「百分の七十九・五未満」に、「百分の八十四・五未満」を「百分の九十九・五未満」に改める。

第十三条の二第一項第一号中「百分の三十二・五超」を「百分の三十七・五超」に、「百分の四十一・五超」を「百分の四十七・五超」に改め、同項第二号中「百分の三十九・五未満」を「百分の三十七・五」に、「百分の四十二・五」を「百分の四十七・五」に

改め、同項第三号中「百分の三十二・五未満」を「百分の三十七・五未満」に、「百分の四十二・五未満」を「百分の四十七・五未満」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則(以下「新規則」という。)の規則は、平成二十六年十二月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成二十六年十二月における勤勉手当の成績率は、新規則第十三条第一項及び第十三条の二の規定にかかわらず、この規則による改正前の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定により決定された成績率に、再任用職員以外の職員にあつては百分の十五を、再任用職員にあつては百分の五を加えたものとする。

山梨県人事委員会規則第二十一号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

山梨県人事委員会

委員長 石川善一

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則(昭和四十二年山梨県人事委員会規則第五号)の一部を

次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第五条関係）

期間の区分	職員の区分	1項職員		2項職員
		1種	2種	
1年未満		円 366,700	円 307,000	円 50,300
1年以上	2年未満	366,700	307,000	50,300
2年以上	3年未満	366,700	307,000	50,300
3年以上	4年未満	366,700	307,000	50,300
4年以上	5年未満	366,700	307,000	50,300
5年以上	6年未満	366,700	307,000	50,300
6年以上	7年未満	366,700	307,000	48,500
7年以上	8年未満	366,700	307,000	46,700
8年以上	9年未満	366,700	307,000	44,900
9年以上	10年未満	366,700	307,000	43,100
10年以上	11年未満	366,700	307,000	41,300
11年以上	12年未満	366,700	307,000	39,500
12年以上	13年未満	366,700	307,000	37,700
13年以上	14年未満	366,700	307,000	35,900
14年以上	15年未満	366,700	307,000	34,500
15年以上	16年未満	366,700	307,000	33,100
16年以上	17年未満	362,700	303,700	31,700
17年以上	18年未満	358,700	300,400	30,300
18年以上	19年未満	354,700	297,100	28,900
19年以上	20年未満	350,700	293,800	27,500
20年以上	21年未満	346,700	290,500	26,100
21年以上	22年未満	329,800	276,700	25,500
22年以上	23年未満	312,600	262,700	24,900
23年以上	24年未満	295,900	249,200	23,900
24年以上	25年未満	279,000	235,300	23,300
25年以上	26年未満	262,100	221,600	22,700
26年以上	27年未満	241,300	204,000	22,100
27年以上	28年未満	220,900	186,900	21,500
28年以上	29年未満	200,500	169,600	20,700
29年以上	30年未満	179,700	152,000	20,400
30年以上	31年未満	157,800	134,000	20,000
31年以上	32年未満	135,900	115,700	19,400
32年以上	33年未満	114,200	97,800	18,500
33年以上	34年未満	82,300	71,800	17,600
34年以上	35年未満	52,500	47,500	16,900

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番